

(コラム) 日豪円滑化協定の概要について

2022年1月6日、岸田文雄内閣総理大臣はオーストラリアのモリソン首相とオンライン形式で、自衛隊とオーストラリア軍が円滑に活動を行うための「日豪円滑化協定」の署名式を行った¹。

「日豪円滑化協定」は、自衛隊とオーストラリア軍が、互いの国に部隊を派遣して共同訓練や災害対応を行う際の法的地位や手続などをあらかじめ取り決めておくものである²。円滑化協定の署名に先立ち、モリソン首相は本協定を「高いレベルの日豪防衛協力に、新たな章を切り開くもの」と述べるなど、日豪交流における歴史上の転機を示すものと評価している³。

本コラムにおいては、日豪の戦略・安全保障関係の「新たな章」とされる「日豪円滑化協定」の概要について紹介したい。

まず、「日豪円滑化協定」の概要を述べる前に、同じ「円滑化」という言葉が用いられている「米軍行動円滑化法」について整理してみたい。

2004年6月に成立、公布された「米軍行動円滑化法」は、正式には「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」といい、いわゆる「有事法制」7法案中の個別法の一つである⁴。

「米軍行動円滑化法」は、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態において、自衛隊と共同作戦を実施する米軍が日本国内で作戦行動を行う際に、自衛隊と同様の措置をとることができるよう保証を与えるものである。従って、「米軍行動円滑化法」の性格は、有事における同盟関係の実効性を担保する国内法と整理することができる。

これに対し、同じ「円滑化」という言葉が用いられているものの、「日豪円滑化協定」は「米軍行動円滑化法」とは大きく異なる性格を有する。

「日豪円滑化協定」は、「米軍活動円滑化法」のような国内法ではなく、日豪2国間の国際協定である。日豪関係は、日米間のように同盟関係にあるわけではない。従って、同盟関係を前提とした有事を対象とするものではなく、共同訓練や災害対応などにおける協力活動の円滑化を目的としている。このため、

¹ 「日豪円滑化協定の署名」外務省、令和4年1月6日、
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/au/page4_005481.html、2022年1月27日アクセス。

² 円滑化協定(RAA): Reciprocal Access Agreement

³ 「首相メディアステートメント」在日オーストラリア大使館、2020年11月17日、
https://japan.embassy.gov.au/kyojapanese/pr2020_tk17.htm、2022年1月27日アクセス。

⁴ 「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」平成十六年六月十八日、法律第百十三号。

その性格は、有事を対象としない戦略・安全保障関係の日豪2国間協定と言ってよいだろう。

「日豪円滑化協定」は、①共同訓練や災害対応などで相手国に一時滞在する際の出入国時のビザの取得や審査の免除、②訓練等で使用する車両や資材の取得・利用時の課税の免除、③武器弾薬の持込手続きの簡素化の3点が主な柱となっており、自国の運転免許証での運転を可能にするほか、訪問した隊員が事件・事故を起こした場合、公務中以外は受入国側が裁判権を持つこととされている⁵。

自衛隊とオーストラリア軍間の共同訓練・演習は近年の日豪間の戦略・安全保障関係の深化と歩を同じくして実績を積み重ねており、コロナ禍となった2020年以降においても14回を数えている⁶。「日豪円滑化協定」の内容は、自衛隊とオーストラリア軍が共同訓練や災害対応などで互いに訪問する都度、個別に調整を行っていた取決を取りまとめたものであり、自衛隊とオーストラリア軍の協力実績の結晶ともいえる。

このように、「日豪円滑化協定」は、これら法的地位や手続などの取決めをあらかじめ包括的に定めることにより、自衛隊とオーストラリア軍双方の円滑な部隊運用促進を図る協定であり、自衛隊とオーストラリア軍双方の相手国内における「地位協定」といってもよいだろう。

オーストラリアは、この種の協定を複数国と締結しているが、我が国にとっては、1960年に締結した日米および国連軍地位協定を除けばこれが初めてのこととなる⁷。

⁵ 取決め内容は下記のとおりである。

「訪問部隊、その構成員等が、接受国において接受国の法令を尊重する義務」、「訪問部隊の船舶・航空機等によるアクセス」、「訪問部隊の構成員等の出入国時の手続、輸入時や滞在中の資材等の取得・利用の際の課税の扱い（免税等）」、「運転免許、資格、武器の携帯、武器の輸送等の滞在中の活動に関連する取決め」、「協力活動参加のための自国の費用の負担等、環境、人の健康等の保護に適合する方法による協定の実施」、「訪問部隊の構成員等が関係した事件・事故発生時の対応等」、「両締約国の協議機関としての合同委員会の設置」
外務省「日豪円滑化協定の署名」2022年1月6日。

⁶ 2020年1月31日のコープ・ノース20における日米豪共同訓練等から2021年6月2日の日豪共同訓練まで合計14回の共同訓練・演習が行われている。

この間、日豪2国間のみの共同訓練は5回であり、他は日豪のほかにも米仏印加韓のいずれかが加わっている。

「オーストラリア | 各国との安全保障協力・対話、防衛交流」防衛省、
<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/pacific/australia.html>、2022年1月27日アクセス。

⁷ オーストラリアは、マレーシア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、シンガポール、アメリカ、フィリピンの7か国と軍の地位協定を締結しているが、英国との間では協定による取り決めはなく歴史的関係に依拠している。

自衛隊が海外派遣される際、相手国との間で地位協定に相当する外交文書を取り交わし

「日豪円滑化協定」の内容自体は、これまで積み重ねられてきた自衛隊とオーストラリア軍の関係を劇的に変えるものではないものの、我が国にとっては、米国以外の諸外国との防衛協力をより強化する象徴といった意味合いを持つ。

モリソン首相が語ったように、「日豪円滑化協定」は日豪2国間の戦略・安全保障関係の「新たな章」であるのみならず、我が国の防衛協力史にとっても「新たな章」を切り開いた嚆矢といえるだろう。

(幹部学校運用教育研究部ロジスティクス研究室 石原明德)

(本コラムに示された見解は、幹部学校における研究の一環として発表する執筆者個人のものであり、防衛省、海上自衛隊の見解を表すものではありません。)

ており、1994年のルワンダ難民救援派遣、2004～2006年のイラク復興支援派遣、2003年～2009年のイラク空輸支援派遣、2009年～のジブチへのソマリア沖・アデン湾における海賊対処派遣の4件で実績がある。

永野秀雄「オーストラリア地位協定の研究—特に環境条項と軍事通信施設について—」『人間環境論集』65-81、2003年6月30日、66,67頁。

等雄一郎「豪比相互訪問軍隊地位協定——冷戦後の二国間防衛協力の実務協定モデル——」『外国の立法』256、2013年6月、93,103頁。